

男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

正規労働者	74.9%
非正規労働者	69.3%
全ての労働者	71.1%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、時間外手当、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正規労働者：出向者については、送出出向者を含み、受入出向者を除く。

非正規労働者：特別嘱託、嘱託、準嘱託、準社員、再雇用社員、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

<正規労働者>

差異要因としては、管理職（課長以上）における女性の割合が0.0%、課長補佐が15.0%と低いため、格差が生じている。
今後女性の管理職登用を計画的に推進していく。

<非正規労働者>

女性はパートタイマーが多く、男性はパートタイマーより賃金が高い嘱託・契約社員が多いため、格差が生じていると考えられる。